



シオン

高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

10月

(神無月) OCTOBER

10日・体育の日

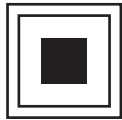
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| . | . | . | . | . | . | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | . | . | . | . | . |

ワンポイント 雇用促進税制の「計画」提出期限

従業員を増加させた場合に、増加従業員数に20万円を乗じた金額を税額控除できる雇用促進税制を適用するためには、一定期間内にハローワークに雇用促進計画を提出しなければなりません。本年4月1日～8月31日までに開始する事業年度については、10月31日までの提出でよいとする経過措置があります。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月17日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第三期分納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)



ソーシャルビジネス

● ソーシャルビジネスとは

ソーシャルビジネスは、環境や福祉・貧困などの社会的課題を無償の慈善事業ではなく、持続可能なビジネスという形で解決しようという活動です。

ソーシャルビジネスの定義は、①現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとし、②そのミッションをビジネスの形に表し継続的に事業活動を進めていくものであり、なおかつ③新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり活用したりするもの、とされています。

つまり①社会性、②事業性、③革新性の3つがかけ合わさったものをソーシャルビジネスと言います。

● 期待されていること

これまで地域や社会における課題は、行政など公的セクターによって対応が図られてきました。しかし社会的課題が増加しており、なおかつ質的にも多様化していることから、それらの課題を全て行政が解決するのは困難な状況にあります。

ソーシャルビジネスは、こうした社会的課題を、事業性を確保しつつ解決する主体として期待されています。

● 具体的な事例と認知度

具体的には、過疎で空き家となった古民家を観光資源に活用する事業や、子育てを終えた女性をスタッフに迎える保育事業などといったビジネスがあります。

しかし、現状はソーシャルビジネスに対する認知度は非常に低いものになっています。経済産業省が2008年に意識調査をしたところ、事業者を具体的に思い浮かべることができた人は16.4%でした。

また、ソーシャルビジネスの商品やサービスがあまり利用されていないのも現状です。これまで利用しなかった人の多くは、「信用できない」ことを理由に挙げています。このような現状を踏まえて、ソーシャルビジネスの事業者が活動しやすい事業環境を整えていく必要があるでしょう。

● 収支と資金調達手段

収支状況については、約2割の事業者が黒字ですが、赤字の事業者も約3割と決して少なくはありません。売上規模が大きくなるにつれて黒字の事業者の割合が高くなる傾向ですが、規模の小さい事業者は売上が公的補助金などで構成される割合が高く、公的機関からの委託などに依存しているようです。

資金調達については、自己資金の割合が大きく、金融機関からの借入れは比較的少ないようです。規模の小さい事業者は政府系の金融機関との協働を重視する傾向にありますが、事業規模が拡大するにつれて公的機関に依存せず、自立的に事業を推進しようとする動きが見られます。事業の拡大を進めるためには、公的機関以外からの資金調達への移行を促進するような環境の整備が重要になるでしょう。

● 推進体制

経済産業省は、このような取り組みを広く世の中に普及することを目的として、全国の先進的なソーシャルビジネスの事例を整理し、成功モデルを公開しています。そこでは事業者が持っている社会的課題解決にかける想いや理念、また、それを実現するためにこれまでどのような課題や困難に直面し、乗り越え、解決してきたのかについて紹介されています。

ソーシャルビジネスに参加や協力をしたい、または自ら事業者として活動したいと思っている人々にとって最初の一步を踏み出すきっかけとなり、既存の事業者にとっても他の事業者の強みや経験から学ぶきっかけとして活用されています。

BIS規制とは

国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準をBIS規制といいます。BIS規制では、自己資本比率の算出方法や最低基準などが定められており、自己資本比率が8%以上を達成できない銀行は、国際業務から事実上の撤退を余儀なくされます。

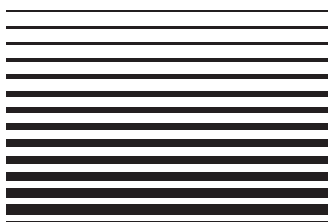
BIS規制は、国際間における金融システムの安定化や銀行間競争の不平等を是正することなどを目的として、1988年にバーゼル銀行監督委員会から公表されました。そのためBIS規制は「バーゼル合意」とも呼ばれます。

BIS規制導入の背景

1970年代後半から、欧米を中心に金融自由化の流れにより国際金融市場は飛躍的に拡大しました。しかしその一方で、累積債務の深刻化や増加するデリバティブ取引のリスク管理などが問題となっていました。そのような状況下、1984年に当時アメリカで第7位のコンチネタル・イリノイ銀行が倒産したことをきっかけに、大手金融機関破綻の影響が世界規模で波及することが懸念されるようになりました。

経営破綻した金融機関には、自己資本比率の低下という特徴が見られたため、国際業務を営む銀行に対して、国際統一基準として自己資本比率を8%以上維持するように定められました。

B I S 規 制



市場リスク規制

日本の金融庁のように銀行を統括する立場にある機関は、銀行が経営危機に陥ったり、倒産したりするリスクを監視しなくてはなりません。当初は、貸したお金が戻ってこない可能性の信用リスクだけを監視していました。

1996年にバーゼル銀行監督委員会は、リスク管理体制の強化を目的として、株や為替の損失で資産が減る可能性の市場リスクについても監視の対象に加えました。具体的には、自己資本比率の算出方法に、従来の信用リスクに加えて市場リスクも考慮に入れることにしました。この規制は1997年から適用が開始されました。

新BIS規制

さらにバーゼル銀行監督委員会は、国際社会における金融システムの複雑化を踏まえて、BIS規制の見直しについて検討し、2004年

には新しい基準が公表されました。この基準は、これまでの基準と区別するため、「新BIS規制」や「バーゼルII」と呼ばれています。新BIS規制は、自己資本比率の最低基準は8%と変わっていませんが、信用リスクや市場リスクだけではなく、それ以外のすべての可能性であるオペレーションリスクについても監視の対象となっています。

今後の見通し

その後、世界同時不況という洗礼を浴びたことで、G20を中心に新BIS規制を再び見直そうという動きが出ており、今後は、2010年に公表されたバーゼルIIIが2012年から段階的に導入され、2019年には全面的に適用される予定です。

日本の銀行は総じて自己資本比率が低いため、同調しづらい立場にあります。また、国内でのみ営業している銀行の場合、日本は独自に自己資本比率が4%以上であれば良いというルールにしています。今後のバーゼルIIIなどで国際基準が引き上げられた場合、国内基準も同時に引き上げられる可能性もあります。

今後、さらに自己資本比率の規制が厳しくなれば、海外業務から撤退せざるを得ない銀行が出てくることも予想されます。国際取引ができなくなると、銀行としての信用力が大きく低下し、取引金額の減少や外資系企業との取引中止など、日本の経済に大きな影響を及ぼすこととなります。

常用漢字表の改定

漢字の日常使用の目安として文部科学省が定めている常用漢字が、29年ぶりに改定されました。

常用漢字の歴史は1923年（大正12年）までさかのぼります。当時の文部省が発表した日常語一般に使用される1962字の漢字とその略字が始まりです。その後数回の改定を経て、1981年に告示された1945字が最新のものでした。それから30年近く年月が過ぎ、ほとんど使わなくなった不要な漢字や、表現をする場合にどうしても必要な漢字も出てきました。特に最近では、ITの急激な発展や、パソコンや携帯情報端末の普及で、日常的に文章を手書きする機会は大きく減ってきました。そのため漢字の表現は、書くことより正確に読み、認識することに力点が置かれるようになりました。

追加された196字には、「岡」「駒」「熊」

などの日常生活での使用頻度が高いと思われる字もありますが、「顎」「鬱」などのように書くことが非常に難しい字も含まれています。また「茨」「栃」「阪」などの都道府県名を表す字も目立ちます。逆に「勺」「錘」「脹」「銑」「刃」の5字が削除されました。

常用漢字は日常に漢字を使用する際の目安となるもので強制力はありません。しかし文部科学省が規定する学習指導要領は、義務教育の国語で習う漢字規定を常用漢字表に置いており、また法令では原則として常用漢字のみを使用することが定められています。実際に本格的な指導は2012年度からとし、高校や大学受験での解禁は2015年度入試からとされています。もし入試で難易度の高い漢字を取り上げる傾向になれば、学校でも必要以上に書くことの指導に力を割くことになり、教師や生徒にとって大きな負担になることが予想されます。

生物多様性条約

過去300年で地球上の森林地帯が約40%減少したり、サンゴ礁の30%に深刻な被害が発生したりと、生物多様性は失われつつあります。このまま放置すると、2030年までに世界のサンゴ礁が60%消滅し、2050年までに自然地域の11%が消滅すると言われています。

生物多様性は、人類の生存を支え人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はないので、日本だけで生物多様性を保存しても十分ではなく、世界全体でこの問題に取り組むことが重要です。

昨年10月に名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議」が開催され、生物多様性の損失で経済的損失が毎年380兆円発生すると発表されました。

この会議では、生物多様性の損失を止めるために実効的かつ緊急の行動を起こすことが決議され、保護地域を陸域で17%、海域で10%に拡大するという数値目標も盛り込まれました。

右折信号でUターンが可能に

現在の道路交通法では、矢印信号が表示されている場合、その方向以外に進行してはいけな

いと定められているため、右折の矢印信号でUターンをする「信号無視」になります。右折の矢印が表示される信号は、交通量が多く右折専用レーンがある幹線道路の交差点などに設置される場合が多いのですが、そこでUターンをしようと

する車は青信号になるまで待たないといけないので、後続の車が進めず渋滞になるケースが多くなりました。

そこで道路交通法が改正され、右折の矢印表示でもUターンが可能になりました。この改正は、来年4月より施行される予定ですが、Uターン禁止の表示がある場所は対象外になりますので、注意が必要です。